皇室事項

認証官任命式

十月二十二日午後三時五十五分、宮中において、特命全権大使藤井真理子、同斎藤貢、同野田仁、同三好真理、同渡邊優及び同引原毅の認証官任命式が行われた。

御見舞電報及び御答電

この度の台風による豪雨災害につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

インド国大統領閣下
スペイン国国王陛下
スロベニア国大統領閣下
トルコ国大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、十月二十四日ボツワナ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月二十六日オーストリア国の国祭日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係労働者を代表する者岩永康志の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年 10 月 27 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成27年11月６日

4　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

長野労働局長　岡崎　直人

第４号中「１時間821円」を「１時間834円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年11月27日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間840円」を「１時間860円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間830円」を「１時間840円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間822円」を「１時間832円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

島根労働局長　古田　宏昌

第４号中「１時間793円」を「１時間813円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間771円」を「１時間787円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成26年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

徳島労働局長　飯野　弘仁

第４号中「１時間798円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 27 日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間700円」を「１時間709円」に改める。